

パウダーテック株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、パウダーテック株式会社と称し、英文では Powdertech Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電子写真の現像剤用フェライト、鉄粉の製造ならびに販売
- (2) カイロ用、粉末冶金用、化学還元用、その他各種鉄粉および非鉄金属、金属化合物、非金属粉末の製造ならびに販売
- (3) 電子材料、磁性材料、セラミックス材料の製造ならびに販売
- (4) 脱酸素剤、保冷剤、その他の品質保持剤および酸素検知剤の製造ならびに販売
- (5) 上記製品に関連する代理業ならびに問屋業
- (6) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店)

第3条 当会社は、本店を千葉県柏市におく。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、720万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよびその手数料については法令または定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。

(招集地)

第14条 当会社の株主総会は、千葉県柏市またはこれに隣接する地において招集する。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長がさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(決議)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を以て行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を使用することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を以て行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(選任)

第20条 取締役の選任決議は、議決権を使用することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 取締役の一部を選任した時は、その任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役)

第22条 当会社には、取締役社長1名を置く。必要に応じ取締役会長1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各々若干名を置くことができる。

2. 取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役は、取締役会の決議によって選定する。

(代表取締役)

第23条 代表取締役は、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役のうちから、取締役会の決議により選定する。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たした時は、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規則)

第26条 取締役会の運営に関する規定は、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選 任)

第29条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う。

(任 期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集)

第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会規則)

第32条 監査役会の運営に関する規定は、監査役会の定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第33条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第36条 当会社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払の義務を免れる。